

第7条 (選考・採用)

甲は、乙が前条により紹介した人材について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ乙に示した労働条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は、甲に対して選考・採用が円滑に行われるよう必要な助言、支援を行う。

第8条 (労働条件通知書の交付)

甲は、前条により採用を決定した丙と労働契約を締結するに当たっては、あらためて別紙様式により労働条件通知書を、丙に交付するものとする。

第9条 (紹介手数料等)

- 1) 甲は、丙が甲に入社するに至った場合、次のとおり人材紹介に係る手数料を、乙に支払う。

紹介手数料	年間賃金の 30%又は 500,000 円のうち高い方の額及び消費税相当額
支払日	丙が甲に入社した日の属する月の翌月 5 日迄

- 2) 前項の年間賃金は、月額賃金、諸手当及び賞与等を考慮して、甲において定めるものとする。

第10条 (紹介手数料の支払い方法等)

乙は、前条に基づき、甲に対して紹介手数料に係る請求書を交付するものとし、その際、乙の指定する振込先銀行口座を甲に通知する。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第11条 (返戻金制度)

- 1) この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に返戻することとする。

6 ヶ月未満で退職した場合	紹介手数料の{(6-就業月数)/6} を返金
6 ヶ月以上就業した場合	返金なし

- 2) 丙が、甲の責による退職、解雇もしくは死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用対象外とし、返戻金は発生しないものとする。

第12条 (早期離職者に関する情報提供)

甲は、乙の紹介により採用した人材に関し、乙が職業安定法第 32 条の 16 第 3 項により人材サービス総合サイトへの情報提供が義務付けされている「期間の定めのない労働契約をした人材のうち6か月以内に離職した者の数(解雇による離職者を除く。)」を乙の依頼に基づき、乙に通知するものとする。ただし、前条に定める返戻金制度に基づき、乙が甲に返戻金を支払った場合は、この限りではない。

第13条 (個人情報保護及び秘密保持)

- 1) 甲及び乙は、本契約の遂行に関して得られた甲に関する情報及び乙が紹介した人材(採用に至らなかった者を含む。)の個人情報を漏えいさせないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供すること及び目的外使用をすることを禁止する。